

2024年度「教員免許状及び各種資格について」訂正版

<教員免許状関係>

20ページ 中学校「教科に関する専門的事項に関する科目」 技術／情報とコンピュータ／「情報デザイン（'21）」、「データサイエンス・リテラシ導入（'22）」、「データサイエンス・リテラシ心得（'22）」
【誤】〔注7〕→【正】〔注5〕

<学芸員関係>

34・35・36・37・46ページについては、以下の訂正版でご確認をお願いします。

2024年度 学芸員について

Ⅲ 学芸員について

本学における対応状況

★：①②大学において、博物館に関する科目の単位を修得する場合
★★★：③資格認定試験の場合

学芸員は、「博物館法」に定められた、博物館に置かれる専門的職員です。博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業について専門的な職務に従事します。

学芸員の資格取得には、主として次のいずれかに該当する必要があります。

参考法令<博物館法第5条>

- ① 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
- ② 学芸員補の資格を有する者で、3年以上学芸員補の職にあったもの
- ③ 学芸員資格認定（試験認定又は審査認定）に合格すること

上記①②の場合、「博物館に関する科目」の単位を修得する必要があります。放送大学では「博物館に関する科目」のうち一部を履修することができます。③の資格認定（試験認定）の試験科目に相当する科目についても、一部の単位を修得し、試験科目の免除申請を行うことができます。

なお、学芸員補の資格は、次のいずれかに該当する必要があります。

参考法令<博物館法第6条>

- A. 短期大学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
- B. Aと同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者

（注意）2012年4月に改正「博物館法施行規則」が施行され、資格取得に必要な科目・単位数が変更になりました。 ※改正についての詳細は、文化庁のウェブサイト参照又は文化庁にお問い合わせください。

博物館法施行規則改正に伴う新旧比較表

博物館に関する科目（大学において履修する科目）

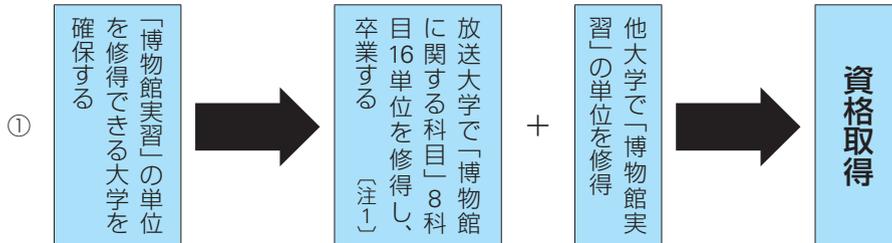
資格認定（試験認定）の試験科目

2011年度まで		2012年度より		2011年度まで		2012年度より	
旧科目		新科目		旧試験科目		新試験科目	
生涯学習概論	1単位	生涯学習概論	2単位	生涯学習概論		生涯学習概論	
博物館概論	2単位	博物館概論	2単位			博物館概論	
博物館経営論	1単位	博物館経営論	2単位	博物館学		博物館経営論	
博物館資料論	2単位	博物館資料論	2単位			博物館資料論	
		博物館資料保存論	2単位			博物館資料保存論	
		博物館展示論	2単位			博物館展示論	
博物館情報論	1単位	博物館情報・メディア論	2単位	視聴覚教育メディア論		博物館情報・メディア論	
視聴覚教育メディア論	1単位			教育学概論		博物館教育論	
教育学概論	1単位	博物館教育論	2単位				
博物館実習	3単位	博物館実習	3単位				

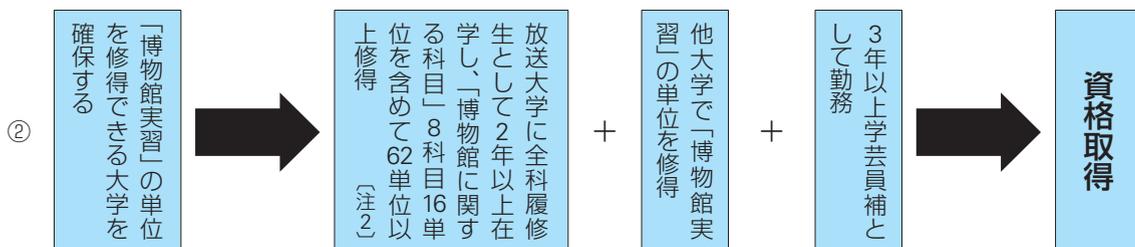
（注意）上記の新旧科目表は「読み替え表」ではありません。放送大学における対応科目の読み替えについては、放送大学ウェブサイトでご確認ください。

①②大学において、博物館に関する科目の単位を修得する場合

放送大学を利用して「博物館に関する科目」の単位を修得して資格を取得する場合の流れは、以下の図のとおりです。



〔注1〕既に他の大学を卒業している場合には、「博物館に関する科目」の単位のみ修得すればよい。



〔注2〕短期大学士を有する場合や、既に他の大学で2年以上在学し、62単位以上修得している場合には、「博物館に関する科目」の単位のみ修得すればよい。

放送大学の対応科目は下表のとおりです。学芸員の資格を取得するためには、9科目19単位の修得が必要ですが、放送大学では「博物館実習」を開講していませんので、本学だけで学芸員の資格を取得することはできません。したがって、「博物館実習」については他の大学で履修する必要がありますが、現状として、「博物館実習」のみを履修できる大学は限られています。 → P46のQ16～Q18参照

参考法令<博物館法施行規則第1条>

文部科学省令に定める科目及び単位数		放送大学における対応科目	
生涯学習概論	2単位	生涯学習を考える('17)〔注3〕	<input type="checkbox"/>
博物館概論	2単位	博物館概論('23)	<input checked="" type="checkbox"/>
博物館経営論	2単位	博物館経営論('23)	<input checked="" type="checkbox"/>
博物館資料論	2単位	博物館資料論('18)〔注3〕	<input checked="" type="checkbox"/>
博物館資料保存論	2単位	博物館資料保存論('19)	<input checked="" type="checkbox"/>
博物館展示論	2単位	博物館展示論('16)	<input checked="" type="checkbox"/>
博物館教育論	2単位	博物館教育論('22)	<input checked="" type="checkbox"/>
博物館情報・メディア論	2単位	博物館情報・メディア論('18)	<input checked="" type="checkbox"/>
博物館実習	3単位		

空欄の箇所は、該当科目がありません。

科目区分の凡例

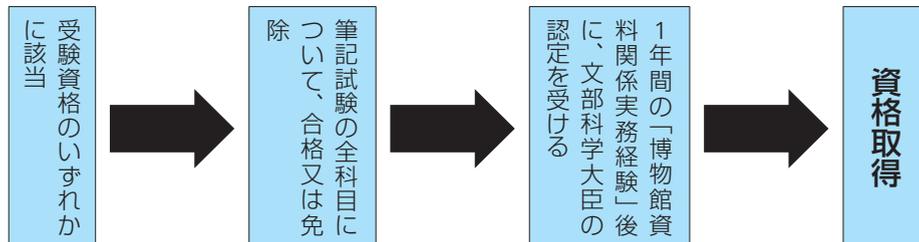
〔大 学〕 心理と教育、 人間と文化

〔注3〕オンライン授業です。オンライン授業について、詳しくは、8ページをご確認ください。

なお、改正前の2011年度までに修得した一部の科目の単位は、新科目の単位へ読み替えができます。読み替えについては、放送大学のウェブサイトをご覧ください。

③資格認定（試験認定）の場合〔注〕

資格認定（試験認定）によって資格を取得する場合の流れは、以下の図のとおりです。



主な受験資格は以下のとおりです。

資格認定（試験認定）の受験資格

○博物館法施行規則

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができる。

- 一 大学院に入学することができる者
- 二 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者で、二年以上博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務（以下「博物館資料関係実務」）を行つた経験を有するもの
- 三 大学に入学することのできる者であつて、四年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの
- 四 教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員の普通免許状を有し、二年以上教育職員の職にあつた者
- 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

〔注〕試験科目の全部について合格点を得た者（試験科目免除者含む）は「筆記試験合格者」と位置付けられ、合格後1年間博物館資料関係実務に従事した後に、文部科学大臣に認定されることにより「試験認定合格者」となります。（博物館法施行規則第12条）

資格認定（試験認定）の試験科目の免除について

試験科目に相当する科目の単位を大学等で修得している場合、出願時に申請を行う事により、当該科目の試験免除措置を受けることが出来ます。放送大学でも、次頁に掲載されている対応科目の単位を修得することにより、資格認定（試験認定）の試験科目の免除申請を行うことができます。

試験免除の認定を受けるには、資格認定の出願期間中に、出願書類とともに、免除に必要な証明書を提出する必要があります。

試験科目の免除については文化庁が発行する「学芸員資格認定受験案内」でご確認ください。（6月頃に文化庁のウェブサイトで開催されます。）

※ 2012年3月31日までに、P34の表「資格認定（試験認定）の試験科目」の旧試験科目の欄に掲げる科目の単位を修得している場合、当該科目に相当する新試験科目の欄に掲げる科目の単位を修得したとみなされますので、新科目に相当する試験科目については免除申請が可能です。

文部科学省令に定める科目	放送大学における対応科目	
生涯学習概論	生涯学習を考える('17)〔注〕	☑
博物館概論	博物館概論('23)	☑
博物館経営論	博物館経営論('23)	☑
博物館資料論	博物館資料論('18)〔注〕	☑
博物館資料保存論	博物館資料保存論('19)	☑
博物館展示論	博物館展示論('16)	☑
博物館教育論	博物館教育論('22)	☑
博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論('18)	☑

科目区分の凡例

〔大 学〕 ☑ 心理と教育、☑ 人間と文化

〔注〕オンライン授業です。オンライン授業について、詳しくは、8ページをご確認ください。

学芸員や学芸員資格認定（試験認定）等の詳細については、文化庁にお問い合わせください。

(4) 学芸員の資格について

Q 15 学芸員資格について、P35の①②「大学において、博物館に関する科目の単位を修得する場合」の方法で、2011年度以前の旧科目の単位を修得していますが、新科目を改めて履修する必要がありますか。

A 15 一部の旧科目の単位を修得している場合、新科目の単位を修得しているとみなされ、読み替えられる場合があります。読み替えの詳細については、放送大学ウェブサイトをご確認ください。

なお、規則改正以前に、既に資格取得要件を満たしている場合は、2012年度以降も継続して資格が有効とみなされますので、改めて修得が必要な単位はありません。

Q 16 博物館で、大学の依頼があれば「博物館実習」を受け入れてくれるそうですが、依頼状を発行してもらえますか。

A 16 放送大学では「博物館実習」を開講していないため、依頼状を発行することができません。

「博物館実習」は大学の授業として実施され、単位が認定される必要があるため、「博物館実習」の授業を開講している大学をご自身で探し受講する必要があります。

Q 17 博物館実習をしている大学の探し方を教えて欲しい。

A 17 文化庁のウェブサイトに学芸員養成課程を設置している大学の一覧が掲載されていますので、その中からお住まいに近い大学などを探していただき、「博物館実習」を科目等履修生で受講可能かを個別にお問い合わせください。また、自大学の卒業生に限り受け入れている大学もあります。

Q 18 放送大学で、博物館実習を受講できる大学を紹介して欲しい。

A 18 放送大学では、「博物館実習」を科目等履修生などで受講ができる大学のうち、本学学生に案内してもよいとの確認が取れた大学をウェブサイトで紹介しています。(TOP>選ばれる理由>資格取得とキャリアアップ>放送大学で目指せる学位や資格>学芸員>博物館実習について>『よくあるご質問Q3』)

Q 19 学芸員資格について、P36の③「資格認定（試験認定）の場合」の方法で、2011年度以前の試験で一部科目に合格（免除）済ですが、2012年度以降の試験で改めて新科目を受験する必要がありますか。

A 19 2011年度以前の資格認定（試験認定）において、一部の科目に合格（免除）済である場合には、新科目に合格（免除）済であるとみなされる場合があります。詳細については、放送大学ウェブサイト又は文化庁のウェブサイトをご覧ください。

Q 20 短期大学士を取得済みです。学芸員補の資格はどのようにすれば取得できますか。

A 20 放送大学において、文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得し、他大学で博物館実習の単位を修得してください。放送大学で博物館に関する科目を修得する場合、学生種を問いません。詳細は文化庁にお問い合わせください。